

○地方機関庁舎における会議室の一時使用に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 地方機関の庁舎（財産管理課長が別に定めるものに限る。以下「庁舎」という。）における会議室の一時的な使用の取扱いについては、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年広島県条例第31号）及び行政財産使用規則（昭和39年広島県規則第14号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方機関 広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）第3章に規定する地方機関（県庁構内に所在する地方機関を除く。）をいう。
- (2) 一時使用 原則として1日以内の会議室の一時的な使用をいう。
- (3) 庁舎管理者 庁舎の管理に関する事務を分掌する地方機関の長をいう。
- (4) 開庁日 広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日をいう。
- (5) 公益目的の活動 不特定多数の者や社会の利益増進に寄与する、非営利の活動をいう。
- (6) 必要経費相当額 規則第8条に規定する行政財産の使用に伴う必要経費で、電気料金、水道料金、ガス料金及び冷暖房費用に相当する経費をいう。

(一時使用会議室)

第3条 一時使用を実施する会議室は、庁舎管理者が定める。

(一時使用の時間)

第4条 一時使用を実施する時間は、原則として開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(使用許可の申請)

第5条 一時使用をしようとする者は、当該会議室を管理する庁舎管理者が指定する期間に規則第3条の規定による申請書に別記様式第1号の使用目的の詳細を添付して庁舎管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可基準)

第6条 一時使用は規則第2条各号のいずれかの規定に該当する場合に許可するものとし、同条第7号の規定によるその他知事が特別の理由があると認めたときとは、広島県内に事務所を設置する特定非営利活動法人、ボランティア団体、地域づくり団体、自治会・地域団体、社会教育団体又は文化活動団体が公益目的の活動のために使用するときとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は使用を許可しない。

- (1) 使用内容が政治的活動又は宗教的活動に当たるとき
- (2) 県の事務・事業の執行に支障がある又はそのおそれがあるとき
- (3) 庁舎管理上支障があるとき
- (4) その他、庁舎管理者が使用を不適当と認めるとき

(使用許可の取消申請)

第7条 一時使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、第5条の許可を受けた後に一時使用を取り止める場合は、使用日の前日までに別記様式第2号による使用許可取消申請書を庁舎管理者に提出し、使用許可の取消しを受けなければならない。

(使用期間の変更)

第8条 使用者は、使用期間を変更する必要が生じた場合は、前条による使用許可の取消しを受けた上で、新たに一時使用の許可を受けなければならない。

(必要経費相当額の徴収)

第9条 庁舎管理者は、あらかじめ必要経費相当額を算出できる場合は、当該必要経費相当額を一時使用の許可をする際に徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、庁舎管理者は、一時使用をしようとする者が、国、他の地方公共団体その他公共団体である場合において、会計手続上等の理由により前納することができないときは、あらかじめ算出した必要経費相当額を後納させることができる。
- 3 庁舎管理者は、第1項の規定により使用者が必要経費相当額を納付した後に、使用許可を取り消した場合は、既納の必要経費相当額を使用者に返還するものとする。
- 4 必要経費相当額の算出方法については、財産管理課長が別に定める。

(その他経費の負担)

第10条 一時使用に伴い、前条に定めるもの以外の経費が必要な場合は、庁舎管理者が指示するところにより使用者が負担するものとする。

(損害賠償義務)

第11条 使用者が施設、設備、備品等を荒廃させ、若しくはき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は庁舎管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に使用許可を行った一時使用から適用する。

別記様式第1号

使用目的の詳細

会議等の名称								
使用希望期間	平成	年	月	日()	時	分～	時	分
使用予定人数	人							
使用責任者	住所							
	氏名	連絡先						
備考								

- ※ 会議の開催要領等を添付すること。
- ※ 法人格のない団体においては、団体の規約を添付すること。
- ※ 持込予定の電気製品等がある場合は、備考欄に記入すること。

【参考】行政財産使用規則（昭和39年規則第14号）関係規定

(原状回復)

- 第九条** 使用者が使用財産を荒廃させ、若しくはき損し、又は滅失したときは、遅滞なく、原状に復し、知事の検査を受けなければならない。
- 2 使用者が前項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、知事がこれを施行し、その費用は、使用者から徴収する。
(許可の取消し)
- 第十条** 知事は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、第三条の許可を取り消すことがある。
- 一 使用財産を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
 - 二 不正の手段をもつて第三条の許可を受けたとき。
 - 三 この規則又は許可の条件に違反したとき。
 - 四 使用料を指定期日までに納付しないとき。
 - 五 故意又は過失により使用財産を荒廃させ、又はき損したとき。
 - 六 正當な理由がないのに第十二条の規定による指示に従わず、又は同条の規定による検査を拒んだとき。
 - 2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、遅滞なく、当該使用財産を返還しなければならない。
 - 3 第一項の規定によつて許可を取り消された使用者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができない。
(立入検査)
- 第十二条** 知事は、使用財産の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をし、又はその職員に隨時使用財産の使用状況を検査させることがある。
- 2 前項の職員は、同項の規定による検査を行なう場合において、現に使用している建物に立ち入るときは、あらかじめ、当該建物の使用者の承諾を得なければならない。
 - 3 第一項の職員は、同項の規定による検査を行なうときは、その身分を示す証明書を携帯し、使用者その他の関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

別記様式第2号

行政財産使用許可取消申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

使用者

住 所

氏名または名称

及び代表者氏名

印

次の財産の使用許可を取り消してください。

許可年月日及び 使用許可番号	平成 年 月 日 指令 第 号
使用許可を受け た財産の表示	名称
	所在
	明細
使 用 期 間	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
取 消 を 受 け る 理 由	
備 考	

(以下不要の場合は消すこと)

必要経費相当額の還付については、次の預金口座へ振り替えてください。

還 付 請 求 額	必要経費相当額 円		
振替先預金口座	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	普通 当座	
	口座番号		
	フリガナ 口座名義		
委 任 状 欄	(振替先預金口座の名義が使用者と異なる場合に記入) 委 任 状		
	上記の金額の受領を次の者に委任します。		
	受任者 住所 氏名		
	平成 年 月 日		
住所 氏名	印		